

ガス事業法及びガス事業法施行規則の解釈及び運用について（ガス保安関係）（案）
に対する意見公募手続の結果について

令和6年3月11日
経済産業省
産業保安グループ
ガス安全室

「ガス事業法及びガス事業法施行規則の解釈及び運用について（ガス保安関係）（案）」について、令和5年12月25日から令和6年1月23日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。なお、行政手続法第四十三条2項に基づき、提出意見は整理又は要約しております。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ厚く御礼申し上げますとともに、今後ともガス保安行政に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	<p>(2) について</p> <ul style="list-style-type: none">規則第197条には、自動ガス遮断装置やガス漏れ警報器の記述はないのですが、どのような関係があるのでしょうか？ <p>今回の改正は、特定地下街等などは、これまですべて1年に1回以上の周知だったが、自動ガス遮断装置などが義務化された昭和61年10月1日より前に建設された建物だけが1年に1回以上で、それ以外（10月1日以降に建設されたもの）は、2年に1回となるということでしょうか。</p> <p>現行規程では、特定地下街等などに自動ガス遮断装置の設置や日付のような条件はないので、急に出てきて何の解釈なのかが分かりませんでした。</p> <ul style="list-style-type: none">また、昭和61年10月1日以降に建設されたものは、ガス会社は何も考えずに2年に1回の周知でよいということでしょうか。 <p>法令で自動ガス遮断装置などが義務化されたとはいえ、常に法令違反が存在しないとは言えないと思います。少なくとも、緩和後の一番最初は、自動ガス遮断装置などが設置されていることを確認した上で、2年に1回の頻度へ変えるべきかと思っておりますので、書きぶりはそのように修正する必要があると思いま</p>	<ul style="list-style-type: none">概要に記載する「ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省第97号）の一部を改正する省令（案）」において、施行規則第197条については、特定地下街等、特定地下室等、超高層建物又は特定大規模建物に自動ガス遮断装置又はガス漏れ警報器が設置されているものであってガス栓が設置されている場合は、周知の頻度を「2年に1回」となるように改正を行う旨の意見募集を令和5年12月22日に実施しています。本解釈の改正は、この省令案に対する解釈となります。昭和61年10月1日以降に建設された特定地下街等、特定地下室等、超高層建物又は特定大規模建物については、法令により自動ガス遮断装置などの設置が義務化されています。 <p>そのため、ガス工作物の工事を実施する際は、ガス導管事業者が検査を実施し、法令に適合していることを確認しております。また、法令違反となる場合は行政において指導を行っております。</p>

す。
自由化によっていろいろなガス会社が入ってきたと思いますので、変なことにならないようにした方が良くと思います。

(3) について

- ・法令を見ると「毎年度通知すること」となっていると思います。今回の改正案である不要とする条件は、消費者の言質を取ることとなっていますが、言質を取ったあとに、消費者が機器を使って事故になったら、消費者が悪い、ガス会社は悪くない、ということでしょうか。そうであれば、法令では毎年度の通知が義務なので、それを不要とするのであれば、法令に書くべきだと思います。

- ・本条文については施行規則第200条第1項第3号イただし書きに関する措置の内容についての解釈であり、誤解を招く記載になっていました。このため、同条項については下記の太下線の通り修正させていただきます。

【修正後条文（修正箇所は傍線部）】

② 規則第200条第1項第3号イただし書に規定する措置について

施行規則第200条第1項第3号イに係る毎年度1回以上の「通知」のうち、同項第1号ハに係るものは、次の（イ）及び（ロ）の措置を行った場合は、当該毎年度1回以上の通知を不要とする。

- （イ）該当機器を使用しないことについて、所有者又は占有者の確認を取ること。
- （ロ）イの確認に係る証跡を管理すること。